

## 予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：主要農作物対策費

### 事業名 水田農業構造改革推進指導費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 米麦大豆係 電話番号：058-272-1111(内4117)

E-mail：c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 537 千円 (前年度予算額：537 千円)

#### <財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳    |            |            |            |     |     |     |            |
|-----|-----|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
|     |     | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財 産<br>収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 前年度 | 537 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 537        |
| 要求額 | 537 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 537        |
| 決定額 | 537 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 537        |

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

#### ① 経緯

- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」、「需要に応じた米生産の推進に関する要領」等に基づき、県、市町村、地域農業再生協議会（以下、再生協議会）、認定方針作成者(農協等)が、役割分担を明確にして計画的な米生産を推進しているところ。
- ・平成30年産米から国による生産数量目標の配分が廃止され、米の供給過剰に伴う米価下落が懸念されるため、計画的な米生産に向け、再生協議会を主体とした米の需給調整の仕組みを運営しているところ。
- ・持続性のある産地として、収益力の向上を目的に補助事業等を活用し、生産性や品質の向上のための取組を支援している。

#### ② 現状と問題点

- ・米の需給と価格の安定に向け、再生協議会が主体となる米の需給調整によって、計画的な米生産を推進する必要がある。
- ・このため、県は、再生協議会が主体となる米の需給調整の円滑な運営について、指導助言を行う必要がある。
- ・機械施設の効果的活用を図るため、情勢の推移により新たな施設整備等や補助事業等で整備した施設等の利用計画の変更をするなど、適切な管理指導を行う必要がある。

## (2) 事業内容

- 米の需給調整円滑化指導費
  - ・再生協議会に対し、米の需給調整の円滑な運営について指導助言
  - ・再生協議会へ米の需要量に関する情報提供
  - ・再生協議会が作成する水田収益力強化ビジョンの実現に向けた指導助言
- 米穀流通監視対策事業費
  - ・県内で生産される主食用以外の米が適切に管理されるよう立入検査を実施
- 産地収益力向上指導費
  - ・産地収益力向上に向けた機械・施設等の効果的活用推進指導

## (3) 県負担・補助率の考え方

- ・水田農業経営の安定化のために、水田フル活用を推進する必要がある。
- ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関して、県は用途限定米穀に係る監視業務を行う必要がある。
- ・産地の収益力向上のため、機械・施設等を活用した生産性や品質の向上を推進する必要がある。

## (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額  | 事業内容の詳細        |
|------|-----|----------------|
| 旅費   | 203 | 事業推進、現地指導に係る旅費 |
| 需用費  | 280 | 事務用消耗品購入費、燃料費  |
| 役務費  | 54  | 通信運搬費          |
| 合計   | 537 |                |

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 事業主体及びその妥当性

- ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第7条(生産調整方針に関する助言及び指導)
- ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第53条  
都道府県知事が処理する事務について規定
- ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第17条  
都道府県知事が処理する事務の内容が規定

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 ・国による米の生産数量目標の配分が廃止され、米の供給過剰及び需要減少により米価が下落している中、生産者自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米づくりに取り組む体制を支援し、水田フル活用の持続可能な水田農業の実現を推進する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名                  | 事業開始前<br>(R1) | R3年度<br>実績 | R4年度<br>目標 | R5年度<br>目標 | 終期目標<br>(R5) | 達成率  |
|----------------------|---------------|------------|------------|------------|--------------|------|
|                      |               |            |            |            |              |      |
| ①水稲生産面積<br>(飼料用米等含む) | 2.5万ha        | 2.5万ha     | 2.5万ha     | 2.5万ha     | 2.5万ha       | 100% |

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （これまでの取組内容と成果）

|       |  |
|-------|--|
| 令和2年度 | <p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>取組内容<br/>                     &lt;米の需給調整円滑化指導&gt;<br/>                     ・再生協議会に対し、米の需給調整の円滑な運営について指導助言<br/>                     ・再生協議会へ米の需要量に関する情報提供<br/>                     ・再生協議会が作成する水田収益力強化ビジョンの実現に向けた指導助言<br/>                     &lt;産地収益力向上指導&gt;<br/>                     ・産地収益力向上に向けた機械・施設等の効果的活用推進指導</p> <p>成果<br/>                     ・主食用米から、需要のある飼料用米・麦・大豆や高収益作物等の作付転換が進み、需要に応じた生産による水田フル活用の取組みが進んでいる。</p> |
| 令和3年度 | <p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>取組内容<br/>                     &lt;米の需給調整円滑化指導&gt;<br/>                     ・再生協議会に対し、米の需給調整の円滑な運営について指導助言<br/>                     ・再生協議会へ米の需要量に関する情報提供<br/>                     ・再生協議会が作成する水田収益力強化ビジョンの実現に向けた指導助言<br/>                     &lt;産地収益力向上指導&gt;<br/>                     ・産地収益力向上に向けた機械・施設等の効果的活用推進指導</p> <p>成果<br/>                     ・主食用米から、需要のある飼料用米・麦・大豆や高収益作物等の作付転換が進み、需要に応じた生産による水田フル活用の取組みが進んでいる。</p> |

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 令和4年度 | 令和6年度当初予算にて追加               |
|       | 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ % |

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

|   |  |
|---|--|
| <p>・ <b>事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)</b><br/> <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>   |  |
| (評価)<br>3   | 関係機関が役割分担を明確にして、計画的な米生産を推進する体制は必要である。                  |
| <p>・ <b>事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)</b><br/> <small>3：期待以上の成果あり<br/> 2：期待どおりの成果あり<br/> 1：期待どおりの成果が得られていない<br/> 0：ほとんど成果が得られていない</small></p> |  |
| (評価)<br>3   | 需給調整により、県内農業者の経営安定につながっていると考えられ、事業の成果は得られている。          |
| <p>・ <b>事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)</b><br/> <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>   |  |
| (評価)<br>2   | 行政と農協等関係団体が協力して、農業者に対して、制度を推進する体制となっていることより効率化は図られている。 |

### (今後の課題)

|   |
|---|
| <p>・ <b>事業が直面する課題や改善が必要な事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来の地域農業を担う経営体が安定した農業経営を行うことができるよう、今後も安定的かつ継続的な支援制度とすることが必要。</li> <li>・ 地域が主体となり農業者の経営安定に向け、需要に応じた米生産を進め、主食用米の計画的な生産はもとより、需要が見込める飼料用米、麦・大豆や高収益作物等への作付転換を進め、水田フル活用を推進していくことが重要である。</li> </ul> |
|---|

### (次年度の方向性)

|   |
|---|
| <p>・ <b>継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米の需給と価格の安定に向け、再生協議会が主体となる米の需給調整によって、引き続き計画的な米生産を推進する必要がある。このため、県は、再生協議会が主体となる米の需給調整の円滑な運営について、指導助言を行う必要がある。</li> <li>・ 機械施設の効果的活用を図るため、情勢の推移により新たな施設整備等や補助事業等で整備した施設等の利用計画の変更をするなど、適切な管理指導を行う必要がある。</li> </ul> |
|---|

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| <p>組み合わせ予定のイベント<br/>又は事業名及び所管課</p> | 【〇〇課】 |
|------------------------------------|-------|

組み合わせで実施する理由  
や期待する効果 など

|  |
|--|
|  |
|--|